
QA22 チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミン C 等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたもの等で、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日